

平成 23 年 3 月 14 日

市会運営委員会
委員長 橋村 芳和 様

市会改革推進委員会
委員長 橋村 芳和

市会改革推進委員会報告

この度、市会改革推進委員会では、下記の項目について、検討結果を別添のとおり取りまとめましたので、報告致します。

記

- 1 海外行政調査の在り方
 - 2 議会活動記録集の在り方
 - 3 本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入
 - 4 議員報酬
 - 5 費用弁償（本会議及び委員会等に出席したときに支給される費用弁償）
 - 6 政務調査費
 - 7 議員定数
 - 8 議会基本条例
- 中間報告（平成 22 年 2 月 22 日）にて報告した項目
- 1 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入
 - 2 「市会だよりの充実」
 - 3 政務調査費の在り方
 - 4 議員研修の充実（実施手法の見直し）

平成 23 年 3 月 14 日

市会改革推進委員会 報告書

1 海外行政調査の在り方

本検討項目については、新たに「京都市会海外行政調査実施要領」を取りまとめ、①調査をしようとする議員による主体的な企画立案、②調査実施の必要性を判断するための審査会の設置、③調査の提案から報告までの手続の一層の明確化、などを図った。

なお、審査会の運営方法及び調査の報告方法など具体的な運用に当たっては、実施の段階で改めて協議することとした。

2 議会活動記録集の在り方

本検討項目については、厳しい本市財政状況の下、経費削減の観点から、来任期分から廃止することとした。

なお、現任期分は、更なる簡素化を図ったうえで作成することとした。

3 本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入

本検討項目については、他都市における本会議及び委員会の運営状況を調査すべきである、議場のレイアウト変更の問題を勘案すべきであるなどの意見があったことから、来任期以降、引き続き研究を進めていくこととした。

4 議員報酬

本検討項目については、本市の厳しい社会経済状況、財政状況等を勘案し、平成 23 年度から 1 年間、特例措置として 10%削減することとした。

5 費用弁償（本会議及び委員会等に出席したときに支給される費用弁償）

本検討項目については、地方自治法上その支給が認められているものであり、額についても、その時々状況に応じ、これまでから市会改革の一環として減額してきたが、本市の厳しい社会経済状況や他の政令指定都市の支給状況等を勘案し、平成 23 年度から廃止することとした。

6 政務調査費

本検討項目については、現在の執行状況を踏まえ、議会費全体の抑制を図る観点から減額を検討したが、議員による市政の調査研究活動が重要であること、使途を全部公開するとともに未使用の残額は返還されるものであること等に鑑み、現行どおりとし、改めて必要があるときに検討することとした。

7 議員定数

本検討項目については、政令指定都市における定数の状況、平成 22 年国勢調査速報集計等に基づく選挙区ごとの議員 1 人当たりの人口の状況等を踏まえ、来任期において改めて検討していくこととした。

8 議会基本条例

本検討項目については、議会にとって重要な事項を定めるものであり、十分時間を掛けて検討する必要があるため、来任期において議論していくこととした。

○ 中間報告（平成 22 年 2 月 22 日）にて報告した項目

1 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入

本検討項目については、9 月市会における試行実施も踏まえ検討を重ねた結果、議員の自由な討議の制限及び常任委員会としての緊張感の維持という点などから課題も多いことから、改めて必要があるときに検討することとし、各常任委員会においては、正副委員長を中心に効率的な議案審査及び所管事務調査に十分留意のうえ運営に当たることとした。

2 「市会だより」の充実

本検討項目については、開かれた市会の推進を一層図っていく視点から検討した結果、2 月定例会号のページ数を倍増し掲載内容を充実するとともに、来任期から代表質疑・質問を行った議員の氏名及び顔写真を新たに掲載することに決定した。また、今後、紙面構成の大きな変更など必要があれば各会派にて構成する編集委員会等を設置し協議することも検討することとした。

3 政務調査費の在り方

(1) 交付額及び交付対象

交付額及び交付対象については、いずれも現行どおりとすることとし、改めて必要があるときに検討することとした。

(2) 外部専門家の活用

外部専門家の活用については、政務調査費の用途に関し客観的妥当性の確保を図るための方策として検討を進めたが、客観性の担保は議員及び会派の責任において取り組むべきなどとの意見があったことから、改めて必要があるときに検討することとした。

(3) 政務調査費の使用に関連する課題

(平成 19 年度分政務調査費に係る監査結果に付された監査委員の意見：①調査出張に係る事前計画書等の作成及び保存について，②年賀はがき，暑中見舞いはがき等の利用抑制等について，③切手等の台帳の整備について，④人件費の支出の際の関連手続の徹底について)

政務調査費の使用に関連する課題のうち，切手台帳の整備については，台帳の様式（別紙参照）を定めて努力義務とし，その他の 3 件については，説明責任を果たすうえで，監査委員の意見を踏まえて議員及び会派が適切に判断することとし，要綱等による一律の義務付けはしないこととした。

4 議員研修の充実（実施手法の見直し）

本検討項目については，議員の政策立案能力及び審議能力を強化し，議会の活性化を図る視点から検討した結果，平成 22 年度以降は年間計画を策定し計画的に実施していくことに決定した。

京都市会海外行政調査実施要領

1 趣旨

この実施要領は、京都市会会議規則第 127 条の規定に基づき京都市会が実施する海外行政調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

2 調査の目的

調査は、市政における課題の解決を目指して、市会として海外諸国の実情を調査し、その成果を市政に反映させることにより、市民生活の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

3 調査の実施

調査は、具体的な調査の目的、テーマ及び項目が市政における課題に関連するものについて、調査の必要性を明確にした上で実施するものとする。

4 調査団の編成

調査は、所属会派を異にする複数の議員からなる調査団を編成して実施するものとする。

5 調査の期間

調査期間は 14 日以内とする。

6 調査の旅費

調査に要する旅費は、京都市旅費条例を準用して支給する。ただし、議員 1 人につき 100 万円を限度とする。

7 調査計画書の作成

- (1) 調査をしようとする議員は、議長に対し調査計画書（様式 1）を提出しなければならない。
- (2) 調査計画書の作成に当たっては、必要に応じて関係機関等と協議を行うことにより、調査の相当性の確保に努めるものとする。

8 審査会の設置

議長は、調査計画書が提出されたときは、当該調査計画書に記載された調査を実施する必要性について審査するため、審査会を設置するものとする。

9 実施の決定

- (1) 議長は、審査会において調査の必要性が認められた場合、調査の実施について、市会運営委員会に諮問するものとする。
- (2) (1)における諮問の結果、了承を得たときは、京都市会会議規則第 127 条の規定により実施を決定する。

10 決定後の変更方法

決定事項に変更がある場合の取扱いは、京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領 2(3)を準用する。

11 調査計画書の公表

実施が決定された調査について、議長は、速やかに調査計画書を公表するものとする。

12 調査の実施報告

- (1) 調査団は、調査終了後、議長に調査報告書（様式 2）を提出しなければならない。
- (2) 調査団は、調査に参加していない議員に対し、調査の成果を共有することを目的とした報告をするものとする。

13 その他

この実施要領に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

海外行政調査計画書（様式1）

年 月 日

京都市会議長

海外行政調査計画書

下記のとおり、海外行政調査について計画しましたので提出いたします。

記

1 調査の目的

2 調査テーマ

3 調査項目及び選定理由

(調査テーマ)	(調査項目)
	(選定理由)
(調査テーマ)	(調査項目)
	(選定理由)
(調査テーマ)	(調査項目)
	(選定理由)

4 調査テーマに係る調査都市・施設の選定

調査のテーマ及び調査項目等について検討した結果、以下の都市、施設を選定します。

調査項目	都市名・施設名及び選定理由
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)

5 調査行程及び経費

(1) 調査日程

日程 年 月 日 ~ 年 月 日

月 日	発着地・滞在地	交通機関	調査項目・調査都市・調査施設等

(2) 経費

合 計 額	円
一人当たり概算額	円
内 訳	

6 その他（参考事項等）

※参考資料があれば、添付してください。

海外行政調査報告書（様式2）

年 月 日

京都市会議長

調査団

団 長 _____

副団長 _____

団 員 _____

団 員 _____

海外行政調査報告書

下記のとおり、海外行政調査を実施致しましたので報告します。

記

1 調査日程

日程 年 月 日 ~ 年 月 日

月 日	発着地・滞在地	交通機関	調査項目・調査都市・調査施設等

2 調査内容

調査都市等	
調査内容	(調査項目)
	(調査結果)

3 その他

※調査内容の詳細について、資料を別に添付してください。

参考資料

資料1 「市会改革推進委員会」名簿

資料2 「市会改革推進委員会」における検討経過について

「市会改革推進委員会」名簿

○委員

	氏 名	備 考
委員長	卷 野 渡	平成 21 年 3 月 19 日～平成 21 年 9 月 8 日
委員長	橋 村 芳 和	平成 21 年 9 月 8 日～
委 員	井 坂 博 文	
委 員	山 岸たかゆき	平成 21 年 3 月 19 日～平成 22 年 3 月 19 日
委 員	隠 塚 功	平成 22 年 3 月 19 日～
委 員	谷 口 弘 昌	
委 員	橋 村 芳 和	平成 21 年 3 月 19 日～平成 21 年 9 月 8 日
委 員	加 地 浩	平成 21 年 9 月 8 日～
委 員	倉 林 明 子	

○オブザーバー

	氏 名	備 考
議 長	富 きくお	平成 21 年 3 月 19 日～平成 21 年 5 月 19 日
議 長	繁 隆 夫	平成 21 年 5 月 19 日～平成 22 年 5 月 18 日
議 長	加 藤 盛 司	平成 22 年 5 月 18 日～
副議長	小 林あきろう	平成 21 年 3 月 19 日～平成 21 年 5 月 19 日
副議長	安孫子 和 子	平成 21 年 5 月 19 日～平成 22 年 5 月 18 日
副議長	柴 田 章 喜	平成 22 年 5 月 18 日～

「市会改革推進委員会」における検討経過について

回	開会日	検討項目	備考
第1回	平成21年 5月13日	検討項目について	委員会の公開方法を決定
第2回	平成21年 6月26日	検討項目について	
第3回	平成21年 9月14日	常任委員会における一般質問の事前通告制の導入，市会だよりの充実，政務調査費の在り方	
第4回	平成21年 9月30日	常任委員会における一般質問の事前通告制の導入，市会だよりの充実，政務調査費の在り方	
第5回	平成21年 10月30日	常任委員会における一般質問の事前通告制の導入，市会だよりの充実，政務調査費の在り方	
第6回	平成21年 11月24日	議員研修の充実，常任委員会における一般質問の事前通告制の導入，市会だよりの充実，政務調査費の在り方	
第7回	平成21年 12月11日	議員研修の充実，市会だよりの充実，政務調査費の在り方	
第8回	平成22年 2月10日	議員研修の充実，市会だよりの充実，政務調査費の在り方	
第9回	平成22年 2月22日	中間報告の取りまとめ	市会運営委員会に中間報告
第10回	平成22年 5月7日	議員研修の充実，海外行政調査の在り方，議会活動記録集の在り方，本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入	
第11回	平成22年 6月2日	海外行政調査の在り方，議会活動記録集の在り方，本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入	
第12回	平成22年 8月18日	海外行政調査の在り方，議会活動記録集の在り方，本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入	「地方自治法の改正経過」を聴取
第13回	平成22年 12月10日	新たな検討項目について	
第14回	平成23年 1月6日	海外行政調査の在り方，議員報酬，費用弁償，政務調査費，議員定数，議会基本条例	委員会の公開の在り方を検討
第15回	平成23年 1月21日	議員報酬，費用弁償，政務調査費，議員定数，議会基本条例	
第16回	平成23年 1月31日	議員報酬，費用弁償，政務調査費，議員定数	
第17回	平成23年 2月15日	議員報酬，費用弁償，政務調査費，議員定数	
第18回	平成23年 2月21日	議員報酬，政務調査費，議員定数	
第19回	平成23年 2月25日	議員報酬，政務調査費，議員定数	「京都市会改革の取組」を聴取
第20回	平成23年 3月11日	議員報酬，政務調査費	
第21回	平成23年 3月11日	議員報酬，政務調査費	
第22回	平成23年 3月14日	議員報酬，政務調査費	
第23回	平成23年 3月14日	報告の取りまとめ	市会運営委員会に報告